

○近江八幡市公共工事中間前金払取扱要綱

平成23年8月26日

告示第179号

改正 平成27年3月16日告示第31号

平成30年8月21日告示第220号

令和2年11月17日告示第297号

(趣旨)

第1条 この要綱は、近江八幡市建設工事執行規則（平成22年規則第155号。以下「規則」という。）第29条第2項の規定による公共工事に要する経費の前金払に追加して行う前金払（以下「中間前金払」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象)

第2条 中間前金払の対象工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する工事（以下「建設工事」という。）のうち、請負代金額200万円以上のものとする。

(中間前金払の要件)

第3条 中間前金払は、次に掲げる要件を全て満たしている建設工事に対して行うものとする。

- (1) 前金払を受けていること。
- (2) 部分払を受けていないこと。
- (3) 工期の2分の1を経過していること。
- (4) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。
- (5) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の割合等)

第4条 中間前金払により支払う代金（以下「中間前払金」という。）は、請負代金額の2割を超えない範囲とする。

(平 2 7 告 示 3 1 ・ 令 2 告 示 2 9 7 ・ 一 部 改 正)

(中間前払金の制限)

第 5 条 市長が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認める場合は、中間前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(中間前金払の対象及び割合等の明示)

第 6 条 中間前金払の対象とする建設工事及び中間前金払の割合等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(中間前金払の申請等)

第 7 条 中間前金払を受けようとする受注者は、中間前金払の認定請求書(別記様式第 1 号)に近江八幡市建設工事請負契約約款第 1 1 条に基づく工事履行報告書(別記様式第 2 号)を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の認定請求書が提出されたときは、第 3 条第 1 項各号の要件を満たしているか否かを調査し、その結果が妥当と認められる場合は、認定調書(別記様式第 3 号)により受注者へ通知するものとする。

3 前項の認定を受けた受注者が中間前金払を受けようとするときは、規則第 2 9 条第 3 項の規定に基づく請求書に保証事業会社の保証証書を添えて市長に提出しなければならない。

4 市長は、中間前金払の請求を受けたときは遅滞なくこれを支払うものとする。

(中間前払金の変更)

第 8 条 市長は、中間前払金を支払った後、契約内容の変更により請負代金額に 1 0 分の 3 以上の増額が生じたときは、変更後の中間前払金の額に相当する額から既に支払った中間前払金額を減じて得た金額以内の中間前払金の額を追加して支払うことができる。この場合において、中間前金払の申請及び支払方法は、前条の規定に準ずるものとする。

2 受注者は、契約内容の変更により請負代金額に 1 0 分の 3 以上の減額があった場合において、既に支払いを受けた前払金と中間前払金の額が変更後の請負代金額の 1 0 分の 6 に相当する額を超えたときは、その超過した額を返還しなければならない。

- 3 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが中間前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、市長と中間前金払を受けた受注者とが協議して返還すべき額を定める。ただし、請負代金額の契約変更の日から起算し、14日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、中間前金払を受けた受注者に通知する。
- 4 第2項の規定により中間前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から市長が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、中間前金払を受けた受注者が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に定める率を乗じて得た額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。第12条第2項において同じ。）を遅延利息として徴収することができる。

（保証契約の変更）

第9条 中間前金払を受けた受注者は、前条の規定により中間前払金を返還させる場合において保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を市長に提出しなければならない。

（中間前金払を行った場合の部分払の取扱）

第10条 中間前金払を行った建設工事については、部分払をすることはできない。

（中間前払金の使途制限）

第11条 中間前払金は、建設工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該建設工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料以外の支払に充当することはできない。

（保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還）

第12条 中間前金払を受けた受注者が保証事業会社との間の保証契約が解除されたため中間前払金を返還させる場合において、当該建設工事の既済部分があるときは、既に支払った前払金及び中間前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を減じて得た額を返還させるものとする。

- 2 前項の規定により中間前払金を返還させる場合において、中間前払金を受けた受注者が返還期限までに当該中間前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に定める率を乗じて得た額を遅延利息として徴収することができる。

(債務負担行為を伴う建設工事の特例)

第13条 債務負担行為を伴う建設工事においては、市長が必要と認めるときは、第3条中「前払」とあるのは「各会計年度における前払」と、「部分払」とあるのは「各会計年度における部分払」と、「工期」とあるのは「各会計年度における工期」と、同条及び第4条中「請負代金額」とあるのは「請負代金額の支払年度区分」と読み替えるものとし、各会計年度において中間前払金を支払うことができるものとする。

(平30告示220・一部改正)

付 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

付 則 (平成27年告示第31号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに行われたこの要綱の対象となる建設工事に係る入札指名通知又は公告については、なお従前の例による。

付 則 (平成30年告示第220号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

付 則 (令和2年告示第297号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに行われた入札指名通知又は公告に基づくこの要綱の対象となる建設工事に係る前金中間払については、なお従前の例による。

別記様式第1号(第7条関係)

年 月 日	
(発注者) 近江八幡市長	(受注者) 住 所 氏 名
㊟	
認 定 請 求 書	
下記の工事について、中間前金払に係る認定を請求します。	
契 約 番 号	年 度 第 号
工 事 名 称	
工 事 場 所	近江八幡市
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
請 負 代 金 額	
備 考	

※添付書類 工事履行報告書

別記様式第2号(第7条関係)

現場代理人	主任技術者

工 事 履 行 報 告 書			
契 約 番 号	年 度 第 号		
工 事 名 称			
工 事 場 所	近江八幡市		
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日		
報 告 日	年 月 日 現在		
	予定工程%	実施工程% ()は予定工程との差	備 考
年 月	%	%()	
年 月	%	%()	
年 月	%	%()	
年 月	%	%()	
年 月	%	%()	
年 月	%	%()	
年 月	%	%()	
年 月	%	%()	
年 月	%	%()	

工事担当課確認欄

別記様式第3号(第7条関係)

年 月 日	
(受注者)	
様	
(発注者)	
近江八幡市長	
印	
認 定 調 書	
下記の工事について、その進捗状況を確認したところ、中間前金払をすることが可能な要件を具備していると認定する。	
契 約 番 号	年 度 第 号
工 事 名 称	
工 事 場 所	近江八幡市
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
請 負 代 金 額	
摘 要	

別記様式第1号（第7条関係）

別記様式第2号（第7条関係）

別記様式第3号（第7条関係）